

質 疑 応 答

Q 当別町で去年から活動をしています。入林者教育の一環として、林業・木材製造業労働災害防止協会がまとめている事故事例を取りあげ、反面教師の教材として役立てています。この交付金事業で起きた事故情報は共有できますか？

A すでに採択団体に、郵送等で送付し情報提供しています。その他、ご希望の場合はメールなどで情報をお伝えします。

Q 「森林計画内の伐採届出書」とは何ですか？

A 地域森林計画は森林法に基づいて都道府県が立てる計画です。○林班△小班と名前がついているのでわかります。そこで活動する場合は伐採届けが必要です。除伐や枯損木の処理、また農地に木が生えているような場所は、伐採届けは不要です。その場所に地域森林計画が策定されているかどうか、念のため、作業前に市町村役場で確認してください。

Q 厚真町から来ています。この説明会への参加旅費が交付金の対象外なのはなぜですか？

A 交付は、地域協議会の採択を受けることが前提です。もし活動組織に会費収入があれば、内部で話し合って、旅費にあててはいたがでしょうか。

Q 利尻から来ました。新規申し込みで初年度に「地域環境保全タイプ」の活動を、次年度は「森林資源利用タイプ」を計画した場合、3年目はどれを選べばよいですか？

A 林野庁は、まず地域環境保全タイプのメニューで伐採などを行ってから、森林資源利用タイプのメニューでその材を搬出したり活用したりする、というイメージを描いており、3年目になって再び地域環境保全タイプに戻すのは好ましくありません。1～2年目を地域環境保全タイプ、3年目を森林資源利用タイプにあててください。この制度を利用して同じ場所で一番長く活動するには、第1期(1年目～3年目)は地域環境保全タイプ、第2期(4年目～6年目)は森林資源利用タイプを選ぶと、通算6年の活動を継続できます。

Q 岩見沢から来ました。過去2年、当初は6月に予定されていた交付時期が7月にずれ込みました。善処をお願いします。

A 国からの交付遅れによるものです。できるだけ希望に添えるようにします。

Q 東川町から来ました。地域環境保全タイプを選ぶ予定ですが、風倒木や除伐で搬出した木を薪材として自由に販売できますか？

A 問題ありません。

Q 壮瞥町から来ました。1期目、3年計画の2年目に、新たな活動場所を追加したい場合はどうすればいいですか？

A 2年目のスタート時に、計画書を変更して、北海道地域協議会に提出してください。

Q 白老町から来ました。森林経営計画から外れた森林での活動を計画しています。森林調査簿にそのことが反映されるまでタイムラグがあり、交付金申請時にはそれ以外の証明書を提出するよう求められました。どこで入手できますか？

A 森林経営計画を認定していた市町村にご相談ください。なお、森林経営計画を立てていた場合国の補助事業を行っている可能性があり、計画消滅にともない補助事業の要件が満たされなくなり、補助金返還となることもありますので、ご注意ください。

Q 豊浦町から来ました。昨年、森林機能強化タイプで作業道建設を支援してもらいました。ササ刈りなど、すでに設置した作業道の維持管理費は、新年度の交付対象になりますか？

A 森林機能強化タイプの「補修」が当てはまります。ただし、交付額には上限があります。